

快適トイレの導入における費用の積算について

1 積算計上できる場合

以下を満たしていることを監督員が確認できた場合は、最終変更時に費用を計上することができる。

- ・標準仕様を満たすこと（快適トイレに求める機能、付属品として備えるものについての内容）が資料で確認できる。
- ・快適トイレの設置（男女別で各1基以上）が確認できる。ただし、新たに工事現場にトイレを設置した場合に限る。（現場事務所等を間借りした建物とした際に既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合では積算計上しない。）
- ・現場作業員が使用していることが現場で確認できる。（設置のみで現場作業員が使用できない、又はできない状態にある場合は積算計上しない。）
- ・現場設置に要した実際の費用が資料で確認できる。

2 具体的な計上方法の例

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000円/基・月の場合
積算上の差額 60,000円(70,000円-10,000円)
積算で計上する費用 51,000円/基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000円/基・月の場合
積算上の差額 30,000円(40,000円-10,000円)
積算で計上する費用 30,000円/基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用 男女別一体型ハウス100,000円/基・月の場合
積算上の差額 90,000円(100,000円-10,000円)
積算で計上する費用 90,000円/基・月
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用 男女別一体型ハウス200,000円/基・月の場合
積算上の差額 190,000円(200,000円-10,000円)
積算で計上する費用 102,000円/基・月